

令和 8 年度

港湾メンテナンス工事（袖ヶ浦 E 岸壁改修工）

特 記 仕 様 書

千葉港 北袖ヶ浦地区

袖ヶ浦市 北袖

千葉県 千葉港湾事務所

第1章 総 則

第1条 （適用）

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年10月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。

なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第2条 （建設副産物）

1. 共通事項

1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

第3条 (段階確認)

受注者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。
この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	施工段階(確認時期)	備 考
付帯工	防舷材	設置完了時	
	車止	施工完了時	
	縁金物	施工完了時	
取壊し工	コンクリート取壊し	取壊し完了時	
撤去工	防舷材撤去	撤去完了時	
	車止撤去	撤去完了時	
電気防食工	陽極	取付け後	電位測定

第4条 (工事中の安全確保)

1. 受注者は、本工事に先立ち、地先漁業協同組合をはじめとする各関係機関、水域利用者に工事の概要、期間及び航行幅等を周知し、現場付近の船舶の航行に際し注意喚起するものとする。
2. 工事期間中に配置する見張り員は、以下の通りとする。
ただし、関係機関との協議条件など社会的要因、現地精査に基づき配置人員の変更が必要となった場合は、監督職員と協議する基とする。

工 種	見 張 員 (交通誘導員B)
電気防食工、被覆防食工	1 人

第5条 (工期)

本工事の工期は、契約の翌日から、130日間とする。

なお、工期には施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	60 日間
後片付け期間	20 日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率 = (休日 + 天候等による作業不能日) / 実働日数	0.65

第6条 (作業区分)

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼間作業	すべての工事

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第7条 (工事基準面)

本工事の基準面は、海図基準面(DL=AP)として、東京湾中等潮位以下 1.134m

とする。

第8条 （工事期間中の被害）

本工事において、一般船舶及び漁船等の航行の事故防止については、細心の注意を払うこと。万一事故が発生した場合は速やかに監督員に報告するとともに、その対応については受注者の責任において行うこと。

第2章 施 工

第9条 （目的）

本工事は千葉港北袖ヶ浦地区 袖ヶ浦埠頭E岸壁において、老朽化により上部工の損傷、付属施設の劣化が生じているため、これらの補修・交換を行う工事である。

第10条 （上部コンクリート）

使用するコンクリートは、18-8-25 (20) BB W/C60%以下で、伸縮目地板は、瀝青質系（t=10mm）とする。

第11条 （防舷材）

使用するゴム防舷材の形状は、H=300mm、L=2000mmとする。

第12条 （車止め）

使用する車止めは、150×150mm、樹脂製、先付タイプとする。

第13条 （縁金物）

使用する縁金物は、100×100mm、樹脂製、先付タイプとする。

第14条 （断面修復（左官工法））

1. 施工に先立ち、劣化したコンクリートを除去すること。
劣化コンクリート除去にあたっては、鉄筋に打撃を与えて損傷させたり、健全なコンクリートにひび割れを生じさせたりしないよう、留意すること。
2. 充填材料は、ポリマーセメントモルタル（左官工法）を用いるものとする。
施工における断面修復材の養生方法は、補修後、7日以上養生し、養生中に海水にかぶり、モルタルが剥離したり流出することが懸念される箇所は、その表面を型枠によって保護する。
3. 鉄筋が90%以下となっている箇所があった場合は、監督職員と協議すること。

第15条 （廃材等処分）

撤去により発生した廃材等は下記のとおり処分することとする。

1. コンクリート殻（無筋）は、袖ヶ浦市南袖28-1、片道運搬距離5.9kmの袖ヶ浦アスコン(株)に運搬し、処理するものとする。
2. 廃プラスチック（防舷材）は、市原市玉前西2-9-1、片道運搬距離10.9kmの有明興

業（株）に運搬し、処理するものとする。

3. 一般廃棄物（かき殻）は、袖ヶ浦市長浦580番地5、片道運搬距離2.5kmの袖ヶ浦クリーンセンターに運搬し、処理するものとする。

4. スクラップは、任意の廃棄物再生事業者に運搬し、処理するものとする。

本工事ではヘビーH1を0.46t想定している。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認するものとする。

工事発注後、事情により上記の処分先により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第3章 その他

第16条（週休2日制適用工事（港湾関係工事）【現場閉所による週休2日工事】）

1. 本工事は、週休2日制適用工事（港湾関係工事）である。
2. 注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には4週8休達成相当の経費を補正している。
3. 受注者が週休2日交代制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交代制工事に変更することができる。
4. 週休2日制の実施にあたっては、「週休2日制適用工事（港湾関係工事）試行要領（令和7年10月版）」に基づき行うこと。

第17条（特例監理技術者の配置要件）

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3）監理技術者補佐は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
 - （5）特例監理技術者が兼務できる工事は千葉県内の工事でなければならない。
 - （6）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （7）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項（1）～（8）の事項について確認できる書類を提出すること。
3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配

置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

第18条（中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更）

1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

2 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

3 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第19条（その他）

1. 本特記仕様書に記載のない事項については、千葉県土木工事共通仕様書、港湾工事共通仕様書によるものとし、不明な点については監督職員と協議するものとする。

2. 港湾利用者とのトラブルの無いよう注意し、現場における苦情などは必ず監督職員に報告すること。

イメージアップ関連特記仕様書

第1条 目的

工事現場におけるイメージアップは、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、請負者は施工に際し、この趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連絡を図り、適正に実施するものとする。

第2条 実施内容

1. イメージアップの内容としては、表-1を原則とするが、内容に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。
2. イメージアップについては具体的な内容、実施時期等について施工計画書に含めて提出するものとする。
3. 工期の設定に際しては、イメージアップの準備に必要な期間を考慮するものとする。
4. 選択する項目の内訳については、現場条件（競合工事等）を十分検討のうえ行うこととする。
5. 率計上分は、原則として項目ごと（仮設備関係、安全関係、営繕関係）に1内容以上とする。なお、現場条件により項目を選択出来ない場合等は、監督職員と協議するものとする。

表-1 率計算項目：率計算に含まれる項目は下表のとおりとする）

項目	率計算項目の内訳
仮設備関係	垂れ幕（横断幕）、工事看板（説明板・案内板・PR看板）、緑化・花壇（椅子・ベンチ含む）、ライトアップ、見学用設備
安全関係	器具美装化〔バリケード、転落防止柵（足場・安全ネット）、工事標識、安全標識照明、安全器具（カラーコーン・回転灯）、安全具（救命胴衣・安全浮環・ヘルメット・安全靴・安全帯・消火器）〕、清掃費
役務関係	率計算項目なし
営繕関係	施設美装化（現場事務所・現場休憩所・作業員宿舎）、インフォメーション施設の設置および管理運営、パンフレット、見学会・行事の開催

第3条 報告

1. 工事完了時には、イメージアップの実施写真を完成図書に含め提出するものとする。
なお、工事完了前であっても、実施済みの項目については、実施状況が分かる資料について提出を求める場合がある。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する 対象工種:土工1,000m³未満 ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない